

袋井市家具等転倒防止器具取付支援事業 固定方針

1 固定申請者への作業内容等の説明

家具等の固定実施にあたって、次の事項について十分説明する。

- (1) 固定作業は、完了時申請者本人の立ち合いのもと確認し、その後、固定作業者及び市においては固定場所などの変更については応じない。
- (2) 借家・アパート・公営住宅等の場合、退去時などは各自自費をもって現状に復旧すること。
- (3) 固定については、地震災害時の家具等の転倒防止を完全に補償するものではなく、固定した家具等の転倒による被害については、損害賠償を負わない。

2 家具固定実施上の注意

固定作業は、申請者立ち合いのもと実施し、互いに相互確認しながら、常に最良の状態を目指し作業を行う。

3 固定作業の範囲・条件等

(1) 固定作業の条件等

- ・固定作業に当たっては、固定する家具等が固定可能かどうか確認し、可能なものについて作業を行う。
- ・固定方法については、申請者と確認をした上で作業を行う。

(2) 固定作業の範囲など

- ・L字金具等を使用した家具の固定（必要に応じて横木等の設置も含む）
- ・ベルト（チェーン）等を使用した家具の固定（必要に応じて横木等の設置も含む）
- ・二段重ね、三段重ねの家具等は、上下段の接合
- ・委託料に横木代も含んでいるため、横木は委託事業者の負担とする。
- ・固定以外の家屋の柱・壁・床などの補強は委託業務に含まない。

(3) 固定作業の確認等

- ・固定作業が完了した時は、申請者本人の立ち合いのもと固定状況の確認をし、完了報告書に署名もしくは押印をしていただく。
- ・作業完了の確認後、個人負担額の領収を行う。（負担額については別紙による）

(4) 市の委託事業であることを自覚し、言葉遣いなどについて注意を払うとともに、今回の事業で得た各家庭のプライバシーを尊重し、個人情報等の適切な管理に努めること。